

令和 2年 4月 9日

教職員 各位

危機対策本部

横 矢 直 和

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について（第 11 報 4 月 9 日）

本学における発熱時の対応について、令和 2 年 4 月 2 日付けで保健管理センターから通知がありました。

つきましては、発熱時の休暇等の手続きを下記のとおり通知しますので、遺漏なきよう、よろしく申し上げます。

記

○発熱時の対応等

1. 本人及び同居人に 37 度以上 37.5 度未満の発熱がある場合
基本的には自宅安静とし、できるだけ出勤は控えてください。
対症的には、近隣の医療機関や保健管理センターで受診し、解熱した後 2 日を経過するまでは出勤を控えてください。
手続き：出勤しない期間は、年次有給休暇又は病気休暇（病気休暇は、本人が発熱した場合のみ取得可。（以下同様））を取得してください。
2. 本人及び同居人に 37.5 度以上の発熱が 1～3 日間ある場合
出勤しないでください。
対症的には、近隣の医療機関で受診し、発熱後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまでは出勤しないでください。
手続き：出勤しない期間は、年次有給休暇又は病気休暇を取得してください。
3. 本人及び同居人に 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合あるいは、全身倦怠感がひどい場合
郡山保健所に開設している「帰国者・接触者相談センター（以下「センター」）（TEL：0742-27-1132）に連絡し、指示に従ってください。
なお、PCR 検査受検の有無に係らず、発熱から 14 日間は自宅待機してください。その際、危機対策本部（somu@ad.naist.jp）及び保健管理センター（nisiyama@hcc.naist.jp）に連絡してください。
手続き：発熱後、4 日間は、年次有給休暇又は病気休暇を取得してください。それ以降は、就業禁止となります。
なお、就業禁止期間の開始日から 90 日までは、給与は支給されます。

4. 本人が新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

手続き：保健所等の指示に従うとともに、治癒したと診断されるまでは、就業禁止となります。

なお、就業禁止期間の開始日から90日までは、給与は支給されます。

5. 本人が濃厚接触者となった場合

保健所等の指示に従い、指示のあった期間自宅待機してください。

手続き：保健所等の指示のあった自宅待機の期間は、就業禁止となります。

なお、就業禁止期間の開始日から90日までは、給与は支給されます。

○手続き方法

所属部署の担当係へメール・電話等で連絡をしてください。

なお、出勤後は必ず休暇等の手続きを行ってください。

○担当係

- ・各領域・データ駆動型サイエンス創造センター → 研究科事務室（各領域）
- ・事務局 → 各課（室）勤務時間管理担当係
- ・男女共同参画室・戦略企画本部・IRオフィス → 企画総務課総務係
- ・教育推進機構教育推進部門及びキャリア支援部門 → 教育支援課教育企画係
- ・教育推進機構教育連携部門 → 国際課国際連携係
- ・研究推進機構 → 研究協力課研究推進係
- ・総合情報基盤センター → 学術情報課情報総務係
- ・保健管理センター → 環境安全衛生管理室

【担 当】

危機対策本部

企画総務課 有賀・家門

TEL：0743-72-5024

Mail：somu@ad.naist.jp